

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	セリオコーポレーション株式会社
所 在 地	静岡県静岡市清水区迎山町4-1
評価実施期間	平成27年12月1日～ 平成28年3月31日
評価調査者番号	① H16-a006
	② H21-c001
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：ガゼルの森 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：濱田香苗 (管理者)	開設年月日 平成24年4月1日
設置主体：社会福祉法人ハルモニア 経営主体：社会福祉法人ハルモニア	定員150 (利用人数) 154
所在地：〒426-0021 静岡県藤枝市城南一丁目5-5	
連絡先電話番号： 054-639-7710	FAX番号： 054-639-7715
ホームページアドレス	http://www.harmonia-fujieda.com

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・一般保育 ・延長保育 ・一時預かり ・地域子育て支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式 ・保護者総会 ・親子遠足 ・夏季希望保育 ・保護者会 ・運動会 ・生活発表会 ・保育参観会 ・新入園児オリエンテーション ・卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て（二階建て） ・建物面積（保育園分）892.5㎡ ・耐火、耐震構造 ・（児童発達支援センターと併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭面積 1212.07㎡

職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
保育士	32	栄養士	2
嘱託医	2	調理師	2
		用務員	2

2 評価結果総評

■特に評価の高い点

□理念の柱であるインクルージョンの実践

保育所と児童発達支援センターの二つの児童福祉施設を併設し、法人の児童部門「ガゼルの森」として保育部及び支援部の一体的な運営を行うことで、ソーシャルインクルージョンの理論を他に先駆けて具現化している。すべての職員が法人・保育所の理念が示す通り、実践の積み重ねこそがインクルージョンを築くことになるとの、共通の意識を持って支援に取り組んでおり、保護者や地域に向け、複合施設としての保育所の目指す方向性を明らかにして情報の発信に努めている。

□地域との交流と連携

地域子育て支援センター事業で保育所を開放し、保育士や保護者間で活発な交流が行われている。

法人において「地域交流センター」を組織し「障害のあるなしに関わらず、誰もがバリアフリーな生活を営むための環境づくり」の理念の実現に向け、地域の実践者も協同して広報啓発活動を行っている。その取り組みの中で保育所独自の保育サービス等に対する理解をも促し、地域との信頼関係の構築を図っている。

□保育サービスの環境と質の確保

インクルージョンの理念に基づく保育を取り入れ実践することで、子どもたちが共に安心して生活できる保育環境を実現している。

保育サービスの実施にあたり、子どもの発達の特性を考慮した保育内容で実施されており、保育サービスの質の向上に向けた取り組みが着実に進められている。また、保育サービス実施後の自己評価を定期的に行うと共に、日々の振り返りを確実に実施しており、第三者評価による外部の評価を受けることで、更なる質の向上を目指している。

■特に改善を求められる点

□計画に基づく職員研修

現在実践されている人材育成の個々の取り組みを、中長期を見据えた組織全体の計画の中に位置付け、保育所の職員として求められる専門性を習得できる、職員一人ひとりに対応した研修計画とすることが期待される。

□保護者からの意見・要望等への対応

保護者からの相談や意見・要望があった場合は、マニュアルに基づいて対応することを職員に周知しているが、送迎時を含め職員によって保護者への対応に差が出ないように、さらに適切な職員教育を行うことが望まれる。また、意見や苦情として受け付けた場合には、その対応結果を確実にフィードバックし、必要に応じて公表してゆくことが期待される。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受審させて頂き、今まで気付いていなかった点、今後の課題を再確認することができました。
保護者アンケートから保護者の思いが分かりました。更に保護者に寄り添いながら子育て支援を充実させていかなければと思います。
また、職員育成にも力を注ぎ一人一人が力をつけ日々の保育に自信を持って取り組んでいける職員体制を作っていきたいと考えています。保育実践のなかで伝えたいつもりで伝わっていないことも多々あり、話し合い、情報共有、記録などで職員に周知できることも増えました。
子どもたちと保護者 そして職員の笑顔の為に更に職員一同努力していきたいと思えます。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針</p>	<p>インクルージョンの実現を目指す法人理念に基づき、使命・役割を反映した保育所の理念、保育理念を適切に明文化している。 理念や基本方針はホームページや広報誌、パンフレットに記載されており、さらに事業計画に職員の行動指針となり得る具体的内容が示されている。 理念や基本方針の職員への周知と周知状況の確認に関し、朝礼や職員会議、研修等の機会を活用している。 保護者や地域住民、関係機関等に広報誌やパンフレット等配布し周知を図っているが、特に保護者や地域住民等に、インクルージョンを目指す保育理念の十分な理解を促すための取り組みには、工夫の余地が残されている。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>法人の計画に基づき、児童部門の事業計画及び収支計画が策定されている。広報誌やパンフレット等に地域社会の中で理念の実現を目指すことを明記しており、法人（経営者）の目指す将来に向けてのビジョン等も示されている。一方で中長期の事業計画は策定されていない。児童部門全体に係る年次計画の中で、保育部、支援部相互の職員交流や職員研修、食育推進等、テーマごとに内容を詰めており、それぞれの部門の重点取組項目を設定して年次計画を策定している。現状では中長期の事業計画を一覧することはできないが、年次計画を、年度ごとに比較してゆくことで事業計画の年度間のつながりが判明する。しかしこれでは分かり難く合理的ではない。中長期のビジョンを基に策定された、中長期を一望できる計画を先行し、その流れに沿って年次計画に具体的なプランを落とし込む計画策定の仕組みが期待される。 事業計画の策定に関しては、前期計画の評価・見直しを経て、後期計画の策定を実施している。事業計画の策</p>

	<p>定及び評価・見直しの作業は、職員レベルの会議、リーダーレベルの会議、児童部門全体の会議という、段階を踏んで全職員が参画できる仕組みがある。</p> <p>事業計画を全職員に配布して周知しており、職員に対し「重点施策、重点取組項目」の前年の結果を示した上で、本年度の「取組目標」を設定し周知を徹底している。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は職員に対し、自らがどのような保育所を目指し、その実現にどう責任をもって取り組むのかなどの、運営に際しての思いや心構え、さらには期待する職員像を文書化して表明することが望まれる。</p> <p>緊急時の子どもの安全確保や業務の場面ごとの役割、責任等は職務分掌で明確にしている。</p> <p>園長は遵守すべき法令等の正しい理解のための研修等に自ら参加している。一方で、保育所保育指針で求められている、職員が法令等を正しく理解するための積極的な取り組みが十分とまでは言えない。職員がいつでも法令を参照できるよう、必要な法令をリスト化するなどの工夫と、園内における勉強会の機会を、今以上に増やして行くことが期待される。</p> <p>園長は保育の質の向上に意欲を持って取り組んでおり、職員の意見を取り入れることと合わせ、常に他の保育所の情報等と照らして積極的に保育所の運営を行っている。</p> <p>園長は常に子どもの最善の利益を考慮して保育所の運営を進めており、職場環境等への配慮にも力を注いでいる。人事、労務等経営に関わる業務は部門長の専任事項となるので、連携態勢を強化して対処されることが望まれる。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>法人はインクルージョンの先駆けとして、複数の障害者支援施設・障害福祉サービス事業所等を展開しており、地域社会の福祉関係機関、団体等との連携、信頼関係を築き、社会福祉事業全体の動向や地域ニーズ等の情報を早い段階で把握して評価・分析を行える環境にあり、それらの情報を活用して保育所の運営につなげることに取り組んでいる。</p> <p>法人が包括的に外部監査を実施しており、法人監事の指導の下、外部監査に基づく課題の改善等を具体的に実施することができている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>保育所内の組織について職制・職務分掌が明確にされており、規定類にその詳細が示されている。</p> <p>常に変化し続ける利用者の状況等、地域のニーズを把握することに努め、法人の人事管理の方針に沿って担当部署と連携し、資格の有無や経験の度合等による適所へ</p>

	<p>の配置等、保育の質を確保するために必要な人材や人員体制を整備することに取り組んでいる。</p> <p>法人の人事考課システムに則り、客観的な人事考課基準に沿って実施されている。職員一人ひとりが園長と面談の上、個々の目標を設定しており、人事考課の結果は職員にフィードバックされている。</p> <p>職員の意見・要望等は、基本的に園長が一人ひとり面談を行っており、意見箱も利用している。そこでの意見はクラスリーダー会議及び管理職会議で検討された後、職員にフィードバックされる仕組みがある。</p> <p>職員の就業環境の整備を図っており、法人が福利厚生全般に対応している。様々な取り組みの中の例として産業医が毎月希望する職員に健康診断を実施し、全職員に年一回の健康診断が実現している。悩みの相談窓口としては、看護師や衛生管理者等が対応し、さらに児童部門の責任者が全職員を対象に面談して話し合いのできる機会を設けるなど、職員の健康面、精神面のサポート態勢を整えている。</p> <p>職員の教育・研修に関し、事業計画の中に組織の求める職員像を示し、目的を達成するための研修計画を実施する旨の基本姿勢を明示している。</p> <p>職員の適性や希望などを考慮し、保育所の職員資質向上の目標に沿って、職場と職員の必要の度合いに応じた研修・勉強会等を実施しているが、一人ひとりに適した研修計画の策定や、それに基づき各々の研修を実施してゆく取り組みは、まだ十分には達成できていない。現在実践されている人材育成の個々の取り組みを、中長期を見据えた組織全体の具体的な研修実施計画に位置付け、保育所の職員として求められる専門性を習得できる仕組みの構築が期待される。合わせて個々の研修の成果を全職員で共有できるように、研修レポート等を職員相互で評価・見直のできる工夫が望まれる。</p> <p>実習生の受け入れマニュアルに従い、担当者を定めて対応している。実習生に理解がまだ進んでいない、インクルージョンの取り組みに関する説明を丁寧に行い、実習内容の理解等促している。それらの内容を踏まえた上で、保育士養成校との間でプログラムの内容を検討、整備する余地が残されている。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>緊急時（事故・感染症の発生時）における対応については、それぞれの状況に応じた対応マニュアルを整備し、担当者を定めて子どもの安全確保に努めている。現場におけるヒヤリハット等の記録から、法人のリスクマネジメント委員会において個々のケースの評価・分析を行い、結果がフィードバックされている。</p> <p>保育所内の具体的な対策としては、危険の潜む場所や</p>

	<p>状況に配慮して建物、設備、備品等の点検をリストに従い実施しており、日常の点検やヒヤリハット、事故報告等の事例検討の結果を職員間で共有し、子どもの安全確保に努めている。必要な情報は保育所内に掲示すると共に、保護者に提供し共有されている。</p> <p>児童部門合同で自主防災組織、自衛消防組織の編成と活動の範囲を定め、災害対応マニュアルを整備している。マニュアルと防災計画に基づき地域防災訓練はじめ、児童部門（同一建屋内の保育部及び支援部）の火災、自然災害等に対応する避難訓練を定期的実施している。さらに消防署との連携、必要な備蓄の確保等を実践している。防災責任者は今後、定期的な訓練以外に抜き打ちの訓練実施も視野に入れ、子どもの安全確保に一層の取り組みを検討している。</p> <p>万一の事故補償（賠償）に適切に対応するために、年度当初に賠償保険を契約することと合わせ、大きな行事の際には保護者の事故にも対応できるよう、都度保険契約を行っている。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>中・高校生による体験学習の受け入れを行い、次代を担う若者に保育所やインクルージョンの実際を見てもらい、保育体験をするための子どもたちとのふれあいの機会を提供している。</p> <p>近隣農家との交流の中で、農業を通じた自然と植物の関係性や食材に関する知識などの食育が施され、子どもが育まれている。</p> <p>地域子育て支援センターを併設しており、週五日保育所を開放し、保育士や保護者間で活発な交流が図られている。</p> <p>法人の運営する事業所の利用者と子どもや老人も含めた地域住民も参加して、世代の違いや障害のあるなしに関わらず、みんなで楽しむことのできるインクルージョンを実践する催し「ウェルフェア塾」が定期的開催されている。「ウェルフェア塾」と言い、いくつかのコースに分かれて実施され、保育所からも園児が積極的に参加している。</p> <p>法人において「地域交流センター」を組織し「障害のあるなしに関わらず、誰もがバリアフリーな生活を営むための環境づくり」の理念の実現に向け、地域の実践者も協同して広報啓発活動を行っている。その取り組みの中で保育所独自の保育サービス等に対する理解をも促し、地域との信頼関係の構築を図っている。</p> <p>地域の幼保小中連絡会他、子ども家庭相談センター、児童相談所等と密に連携し、具体的な課題・事例等の検討を行うことと合わせ、不適切な養育や虐待等の早期発見に対応できる、知識とスキル習得のための研修を実施</p>

	<p>している。</p> <p>ボランティアの受け入れに関し、中・高校生も含めて多くの実績があるが、受け入れの意義や方針などの基本姿勢を明記したマニュアルが完備していないなど、受け入れ態勢が十分とまでは言えない。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>子ども一人ひとりを受容した保育内容にするため、指導計画の中に個別に配慮すべき事項を記入している。特に、乳児は担当制保育を取り入れることで個別化が定着しており、生理的欲求を満ちし情緒の安定を図ることで、基本的生活習慣を身につけられるように援助している。</p> <p>子どもの人権の擁護に関しては、理念や基本方針に重点的に取り組む姿勢を提示しており、組織内で共通した認識をもつための取り組みが行われている。特に、インクルージョンの実践については先駆的に取り組んでおり、施設内外からの評価が高い。</p> <p>子どもや保護者のプライバシー保護に関しては、「運営規程」において職員の守秘義務を規定しており、個人情報利用・肖像権については「入園のしおり」にて保護者に説明し、文書にて同意を得るようにしている。</p> <p>職員の子どもに対する不適切な関わりの防止のため、職員会議にて防止と早期発見の徹底を図るとともに、園内に意見箱を置くなどして未然防止に努めている。不適切な関わりの防止をより一層図るため、組織として取り組みを充実させることが期待される。</p> <p>子どもの食生活を充実させるために、年間食育計画や給食便り・食育便り・献立表等を配布すると共に、玄関にサンプルの提示を行うことで、食を通して保護者が食育に関心を持てるように配慮している。</p> <p>子どもの嗜好に応じたメニューにより食事を提供しており、食事を楽しむことができるような環境設定や工夫をしている。現在保育士は弁当を持参しているが、子どもと同じ食事を摂りながら、味や食材等の話題で食事の時間を楽しむのも食育の一環と考えられる。</p> <p>検食簿や喫食状況調査をもとに献立会議を行い、献立作成に活かしている。また、給食員が子どもと一緒に食べることで、喫食状況を把握して献立の作成・調理の工夫に活かすようにしている。</p> <p>沐浴は現在行われていないが、快適性や安全性に配慮した沐浴ができるように設備の改修を計画している。</p> <p>排せつ時の事故防止を図り統一した援助を行うため、排せつマニュアルに従って対応しており、快適性に着目した器具や設備上の配慮をしている。保護者の要望を受けて、小学校で使う和式トイレの使用訓練を行っている。</p> <p>保護者からの意見や要望等を把握するため、定期的にアンケートを取っており、保護者会においても意見を聞</p>

	<p>く機会を設けている。今般、第三者評価にて実施したアンケート結果についても分析・検討をして、適切に対応することが望まれる。</p> <p>苦情解決委員会を設置する等、苦情解決のための仕組みが整備されており、意見箱を置く等で積極的に苦情を聞く態勢が取られている。苦情の受付内容や対応結果について、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で公表することにより、より良い保護者との信頼関係を構築できるものと思われる。</p> <p>保護者から意見や要望が出された時は、マニュアルに従って対応するよう職員に周知しているが、引き続き、保護者から相談や意見を述べやすい環境を整備するとともに、相談を受けた時に適切に対応できる職員の育成を図ることが必要と思われる。</p> <p>家族の問題や発達支援など相談援助の困難なケースについては、責任者（園長）を決め発達支援コーディネーターを置いて、市のマニュアルに準じて対応している。</p> <p>家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援になるよう、送迎時の対話や連絡帳への記入を丁寧に行うことで、共に成長の喜びを共有する機会としている。幼児クラスでは、ホワイトボードに子どもの活動の様子を書いて知らせている。保育士によって保護者支援に差がないよう、送迎時の対応や連絡帳への記入内容等についての研修の充実が望まれる。</p> <p>子どもの発達や育児について、懇談会などで話し合いの場を設けており、発達が気になる場合には個別面談を行い、保護者と共通の理解を得るようにしている。</p> <p>保育サービスの自己評価については、毎年定期的に全職員がチェックシートによる評価を行っている。日々の評価・見直しは、週案・保育日誌に記入して振り返りを行っている。</p> <p>今般の第三者評価に際し、丁寧に自己評価がされており、職員が主体的に課題の掘り起こしをしている。今後もサービスの質の向上に資するツールとして、定期的な受審することが期待される。</p> <p>保育サービスの評価後は、評価結果に基づき、リーダー会議にて内容を分析・検討して改善策を提案し、職員会議にて話し合いをして改善するようにしている。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>提供する保育については、「保育過程」として文書化しており、標準的な実施方法については、年齢毎に整理して作成した「年間指導計画」により、「日課表」に基づいて保育を実施している。</p> <p>標準的な実施方法の見直しについては、週案や月案に反省や見直し点を記入し見直しを図っている。</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごす</p>

ことのできるような人的・物的環境を整備している。

子どもの健康管理について、マニュアルや保健計画に基づき、一人ひとりの健康状態に応じた健康管理を実施している。

健康診断や歯科検診の結果について、保護者や職員に結果を伝達して保育計画に反映させるようにしている。今年度は初めての取り組みとして視力検査を実施している。

アレルギー疾患や慢性疾患を持つ子供に対して専門的な指示を受け、保護者と連携して対応するようにしている。「食品摂取状況調べ」や「アレルギー確認表」により保護者に確認をしており、アレルギーの有無がわかるまで、家庭で食べていないものは食べさせないようにしている。

子どもが主体的に身近な自然や社会と関わることができるような、人的環境（地域のお年寄りとの交流・高校生との交流・公民館祭りへの参加等）や、物的環境（動植物図鑑の閲覧・農作物の育成から収穫・虫の飼育等）を整備している。

子どもが豊かな言語環境に触れて様々な表現活動が体験できるよう、発達段階に応じた玩具や絵本・遊具等の物的環境を整備し、毎日の保育計画の中で五感を使った遊びを実践している。また、英語や体操・絵画・ピアノなどの外部講師を活用した活動の充実を図っている。

乳児保育のための明るく衛生的な保育室が整備されており、保育所保育指針に基づく保育の内容や方法が配慮されている。

1・2歳児の保育において、養護と教育の一体的な展開ができる環境を整備しており、担当制保育を取り入れて特定の保育士が丁寧に関わることで基本的な生活習慣が身につくようにしている。

3歳児以上の保育において、養護と教育の一体的な展開ができる環境を整備しており、一人ひとりの成長段階に合わせた声掛けを行い、集団の中で各年齢に応じた安定した関わりが持てるよう配慮している。

小学校との連携を図り、就学を見通した計画に基づいて保育の内容や方法を配慮しており、年長児の保護者の不安や悩みを受け止め、家庭と連携して就学に向けた準備ができるようにしている。

子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との共同的な体験ができるように人的・物的環境を整備している。

長時間にわたる保育のための環境や体制を整備しており、家庭的で安全に配慮した保育の内容や方法を取り入れている。

障害のある子どもが安心して生活できる保育環境を実

	<p>現しており、インクルージョン理念に基づく保育の内容や方法を取り入れて実践している。</p> <p>一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮して受け入れている。一時保育室に専任のベテラン保育士を置き、通常保育の子どもとの交流にも配慮して実施している。利用のニーズが多く対応に困難が生じることがある。</p> <p>子ども一人ひとりの個別指導計画に基づいて実施している保育の実施状況の記録を、保育日誌や保育経過記録に詳細に記入している。</p> <p>記録の管理責任者を置き、保管・保存・廃棄に関する規程や、個人情報保護規程・守秘義務の遵守を職員に周知して、記録の管理の徹底を図っている。</p> <p>子どもや保護者の情報を職員間で共有し、保育や支援の在り方を検討するための職員会議を定期的で開催している。職員会議の結果は全職員に回覧されているが、回覧確認を確実に行う必要があると思われる。</p>
<p>3 サービスの開始、 継続</p>	<p>利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報をホームページやパンフレット、広報誌等に掲載している。</p> <p>保育サービスの開始にあたっては、入園前のオリエンテーションにおいて「入園のしおり」により保育サービスの内容や入園時に必要な物品等について、保護者に分かりやすく説明している。</p> <p>保育サービスの変更や終了にあたっては、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書を作成している。小学校に就学後も、「夏祭り」に前年度卒園児に招待状を送り、参加を呼び掛けている。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>入園時には、「児童票」に子どもの身体状況や生活状況、家庭状況を記入してもらい、入園前の面接にてアセスメントを行っている。また、年1回「家庭調査表」を提出してもらい、アセスメントの見直しを行っている。</p> <p>保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえた「保育過程」が、家庭や地域の実態に即して編成されている。来年度に向けて見直しをしており、より分かりやすい内容となるように改善が図られている。</p> <p>子どもや保護者の心理面に着目して、支援が必要な子どもに対しては個別に関わりを持つとともに、保護者とのコミュニケーションを大切にして、子どもの育ちの中で保護者も育っていけるように援助している。</p> <p>理念・基本方針に基づき、インクルージョンを目指した保育計画を策定しており、年度初めの保護者総会や懇談会で説明して同意を得ている。</p> <p>年間保育指導計画に基づき、月間指導計画、週案、日案を職員全員で分担作成し実施している。指導計画作成</p>

	<p>にあたっては、一人ひとりの子どもの発達過程や状況に即した内容になるよう配慮しており、発達に合わせた保育環境を整備するようにしている。</p> <p>指導計画の見直しについては、保育日誌の中に評価反省を記入する欄を設け、そこで保育実践を振り返るとともに、改善につなげている。評価反省には、子どもの心の育ちや意欲の変化にも注目して記入するようにしている。また、保護者との関わりを重視して、共通した理解を持つようにしている。</p>
--	--

5 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
1	① 理念が明文化されている。	A
2	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
3	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
4	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
5	① 中・長期計画が策定されている。	B
6	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	B
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
7	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
8	② 事業計画が職員に周知されている。	A
9	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
13	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
14	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B

15	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
16	③ 外部監査が実施されている。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
17	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
18	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
19	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
20	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
21	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
22	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
23	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
24	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
25	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
26	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
27	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
28	② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
29	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
30	④ 発生した事故を把握している。	A
31	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
32	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
33	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
34	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	② 施設が有する機能を地域に還元している。	A

35 36	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
37 38 39	① 必要な社会資源を明確にしている。	B
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
40	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
41	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
42 43 44 45 46	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	B
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	B
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
47 48 49 50 51 52	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	B
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
53 54 55 56	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	B
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B

57 58 59	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
60 61	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
62 63	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
64	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
65 66	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
67 68	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
69 70	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
71 72 73	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
74	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	B

Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
75	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
76		
77		
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
78	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B
79		
80		
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
81	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
82		
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
83	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
84	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
85	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	B
86		
87	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
88	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
89		
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	B
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B